

## 役員及び評議員の報酬に関する規定

### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人 永楽福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第10条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産であつて、その名称のいかんを問わない、

### (報酬等の支給)

第3条 法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、常勤役員報酬表（別表1）に基づき、役員報酬を支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員選任解任委員には、（別表2）非常勤役員報酬表に基づき、役員等報酬を支給する。

### (長期欠勤者の報酬)

第4条 病気等により常勤役員が欠勤する場合の報酬の支給は、次の通り定める。

病気等により欠勤した場合、給与〆切（15日）の翌月より3ヶ月までの間、報酬の全額を支給する。

### (役員退任慰労金)

第5条 退職慰労金は、役員等として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 前項の役員等退任慰労金は、（別表3）役員退任慰労金表に基づき支給する。  
算定の基礎となる在職期間は、役員に就任した月から退任（留任は除く）した月までとし、1年未満の年数は1年に切り上げる。

(報酬等の支給日及び支給方法)

- 第6条 常勤役員報酬等の支給日、支給方法並びに報酬等により控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規定（以下「正職賃金規定」という。）に準ずる。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法及び支給日は職員賃金規定に準ずる。

(公表)

- 第7条 法人は、この規定をもって、定款第8条及び定款第10条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

- 第8条 この規定の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補足)

- 第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、評議員の承認を得て効力が発生するものとする。

附則1

この規定は、平成29年 月 日から施工する。

(別表1) 常勤役員報酬表

区分		月額	再下限額
理事	勤務日 5／週	従業員より役員となった職員は従前の年収を下回らない金額（万円未満を切上）とし、月額を算定する。但し千円／月額未満は切上とする。	500,000
	4／週		400,000
	3／週		300,000
	2／週		200,000
	1／週		100,000

通勤交通費は給与規定による。

勤続手当

満60歳未満（3月16日現在）の理事にあっては、一年につき  
13000円／月（5日出勤／週 基準）の昇給を行う。（4月度より）

(別表2) 非常勤役員報酬表

	会議出席1回につき
評議員	7,000円
役員	7,000円
評議員選任解任委員	7,000円

(別表3) 役員等退任慰労金表

	1年につき
評議員	10,000円
理事	10,000円
監事	10,000円
評議員選任解任委員	5,000円